

(審査案件第2号)

答 申

第1 審査会の結論

平成24年5月1日に不服申立人に通知した情報公開通知の中で公開していない、平成23年6月開催の南木曾町議会定例会議事日程及び議事録については、速やかに不服申立人に開示すべきである。

第2 不服申立ての経過

- 1 平成24年4月18日、不服申立人は南木曾町情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成11年9月27日条例第9号、以下、「本件条例」という）に基づき、南木曾議会議長（以下、「本件実施機関」という）に別表「請求の内容」欄記載のとおり情報公開請求を行った（以下、「本件請求」という）。
- 2 平成24年5月1日、本件実施機関は本件請求に対し、保有する公文書の情報公開決定通知を不服申立人に通知した。
- 3 平成24年6月29日、不服申立人は公開された公文書類が求めたものと相違しており、本件実施機関が受理から執行部送付に至るまでを整理した書類及び調査経過を記した書類が不足している等として不服申立てを行った。

第3 不服申立人の主張、要旨

不服申立人が「不服申立書」、「意見書」及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 十二兼地区住民が長年利用している作場道に係る問題が JR 東海と地域住民の間にあり、地域住民から町に対して繰り返し要望を上げてきた。
- 2 平成22年11月頃から JR 東海が線路沿いにフェンスを設置したことにより、地域住民は作場道を塞がれて通行できなくなった。

- 3 町への要望の進展がないため、平成 23 年 3 月 22 日、本件実施機関に対し、生活路安全確保について要望書を提出した。
- 4 当該要望書の受理から町執行部送付までの経過について確認すべく、平成 24 年 4 月 18 日、本件請求を行った。
- 5 本件実施機関が平成 24 年 5 月 1 日付で交付した情報公開通知を受領したが、求めた内容と相違があり、本件実施機関が当該要望書を受理し、執行部送付に至るまでを時系列で整理した書類及び調査経過を記した書類が不足していることから同年 6 月 29 日に不服申立てを行った。
- 6 本件条例の主旨に沿った適切な情報の開示を求める。

第 4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が「非公開理由説明書」及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

- 1 開示した文書以外で異議申立人が主張するような文書はない。
- 2 なお、平成 23 年 6 月開催の議会定例会の会議録については、5 月 1 日の情報公開通知の開示文書から漏れていたもので開示する。

第 5 審査会の判断理由

- 1 基本的な考え方について

本件条例(南木曾町情報公開及び個人情報保護に関する条例)は、第 1 条に定められているとおり、住民の知る権利を尊重し、住民の情報の公開を求める権利を保障するとともに、公正で開かれた町政の実現を図り、町政の進展に寄与することを目的として制定されたものである。

本件条例の目的を実現するためには、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、本件条例の運用にあたってはこの理念が十分に尊重されなければならない。

当審査会はこの公開の原則を基本として本件条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書及び本件非公開部分について

本件公文書において非公開とされた部分は、別表「整理番号」欄の「5」の事項、別表「整理番号」欄の「8」の事項及び「9」の事項であり、その理由は各「公開しない理由」欄の記載のとおりである。

3 本件決定の妥当性について

平成 23 年 6 月開催の南木曾町議会定例会議事日程(別表「整理番号」欄の 8)及び議事録(別表「整理番号」欄の 9)については、別表「公開しない理由」で本件実施機関が明らかにしているように公開から漏れていたものであり、速やかに不服申立人に開示すべきである。

4 その他の不服申立人の主張について

不服申立人のその他の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

なお、本件実施機関が「不保有」としている文書について、当該文書の性質、及び当審査会に示された資料等からは本件実施機関が当該文書について保有している疑いがあるとは断定できないことなどを考慮し、当審査会としては本件実施機関が「不保有」とした文書については、その真偽を判断することができないというに留めることとし、保有ないし不保有を前提とした意見を述べることはしない。

5 結論

以上のとおりであるから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

審査会の結論は以上のとおりであるが、住民の知る権利を尊重し、住民の情報の公開を求める権利を保障するという本件条例の主旨を尊重し、本件実施機関においては情報公開制度の定着と推進に努力されたい。また公文書の公開の方法として文書の写しを交付する場合には、当該公文書の非公開部分を黒塗りするなど、非公開部分が明らかとなる方法で写しを交付することが求められる。

第6 審査会経過

平成24年 7月13日 諮問

8月 8日 不服申立人及び本件実施機関からの意見聴取及び審議